

議案第60号

南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年9月9日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

庁舎内に設置している自動交付機の老朽化による利用廃止及び住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の改正に伴い、所要の改正をするため提案する。

南風原町住民基本台帳カード利用条例の一部を改正する条例

南風原町住民基本台帳カード利用条例（平成18年南風原町条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条中「条例は、」の次に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の」を加える。

第2条を削る。

第3条第2号中「自動交付機及び」を削り、「多機能端末機」の次に「（南風原町個人番号カード利用条例（平成27年南風原町条例第21号）第2条に規定する多機能端末機。以下同じ。）」を加え、同条を第2条とし、第4条を第3条とする。

第5条中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「第3条」を「第2条」に改め、同条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。